

杜のぼとふ 運営規程

(指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業)

第1条(事業の目的)

株式会社やつなみが開設する杜のぼとふ(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護及び第一号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で事業の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、要介護・要支援状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条(運営の方針)

事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

第3条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 杜のぼとふ
- ② 所在地 山口県防府市大字切畑 394

第4条(従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、放課後等デイサービス 杜のぼとふに準ずる。

- ① 管理者 1名 : 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- ② 生活相談員 1名以上 : 利用者の話を聞き、家族や病院、行政・居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)等と連携して、相談内容の解決や援助、サービス計画の作成を行う。
- ③ 介護職員 1名以上 : 利用者の日常生活の自立を支援及びサービス計画の作成を行う。
- ④ 作業療法士 1名 : 支援が必要な就学児への支援や障害児の保護者に対する支援の方法の指導を行う。高齢者に対しては日常生活における機能訓練の指導及び助言、サービス計画の作成を行う。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～金曜日(休日は土曜日・日曜日、祝日、夏季休業、年末年始)
- ② 営業時間 9時30分～18時00分
- ③ サービス提供時間 11時15分～17時30分

第6条(利用定員)

10名

第7条(地域密着型通所介護の内容)

事業の内容は次のとおりとする。

- ① 生活指導(相談援助等)
- ② 機能訓練(日常動作訓練)
- ③ 介護サービス
- ④ 健康状態の確認
- ⑤ 送迎
- ⑥ その他利用者に対する便宜の提供

第8条(利用料等)

1. 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割もしくは3割の額とし、法定代理受領以外にサービス提供を行った場合は、サービス提供証明書を交付すること。
2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - ① 介護職員等処遇改善加算Ⅰ ひと月の利用した合計単位数に5.9%を乗じた単位を加算。ただし令和6年5月までで算定終了。
 - ② 特定処遇改善加算Ⅱ ひと月の利用した合計単位数に1.0%を乗じた単位を加算。ただし令和6年5月までで算定終了。
 - ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ひと月の利用した合計単位数に1.1%を乗じた単位を加算。ただし令和6年5月までで算定終了。
 - ④ サービス提供体制強化加算Ⅲ 利用毎に6単位を加算。
 - ⑤ 個別機能訓練体制Ⅰイ 利用毎に56単位を加算
 - ⑥ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ ひと月の利用した合計単位数に8.0%を乗じた単位を加算。ただし、令和6年6月より算定開始。
 - ⑦ 食事代:700円 おやつ代100円 おむつ代:100円 パット代:50円 レクリエーション費用:実費
(調整食に関しては、料金が異なります。)
 - ⑧ その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

第9条(通常の実施地域)

通常の実施地域は、次の区域とする。

防府市(大道、切畑地区を中心とする)

第10条(サービス利用に当たっての留意事項)

利用者は、事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ② 共有の施設・設備(機能訓練器具等)は他の迷惑にならないように利用すること。
- ③ 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第11条(運営推進会議の設置)

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援事業所の職員、サービスについて知見を有する者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、概ね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

第12条(緊急時における対応方法)

従業者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにご家族、管理者及び主治医に報告し、救急車の要請などの必要な措置を講じなければならない。

第13条(事故発生時の対応)

1. 本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとする。
2. 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
3. 本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
4. 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第14条(非常災害対策)

1. 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
2. 管理者は、防火管理者を選任する。
3. 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
4. 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行う。

第15条(虐待防止および身体拘束適正化に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。また、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1. 虐待の防止および身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止および身体拘束適正化のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止および身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第16条(苦情処理)

利用者や保護者からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

第17条(その他運営に関する重要事項)

1. 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ②継続研修 月1回
 - ③必要があると思われる時その都度
2. 従業者は業務上知り得た利用者又は保護者の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社やつなみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する